

平成18年4月1日から 児童手当制度が拡充されます

◎拡充の内容

支給対象年齢が、これまでの小学校3年生(9歳到達後最初の年度末)までから、小学校6年生(12歳到達後最初の年度末)までに拡大され、併せて、所得制限が引き上げられます。

◎認定請求の手続きが必要となります。

新たに、児童手当を受けられる児童の保護者の方は、市民生活課国民年金担当窓口(公務員の方は勤務先)で、認定請求の手続きが必要となります。

なお、改正に伴う新規請求は、平成18年9月30日(土)(30日は閉庁日のため受付は29日(金))まで受け付けたものに限り、特例的に4月1日(または支給要件に該当した日)にさかのぼって支給されます。

◇手続きが必要ない方

○平成18年度に小学校4年生の児童(平成8年4月2日～平成9年4月1日生まれ)がいる保護者の方で、当該児童に係る児童手当を受給していた保護者の方。

◇手続きが必要な方

○上記に該当しない保護者の方で、次の受給資格がある場合。

●平成18年度に小学校5年生または6年生(平成6年4月2日～平成8年4月1日生まれ)の児童がいる保護者の方で、これまで、児童手当を受給していない保護者の方は認定請求、児童手当を受給していた保護者

の方は額改定認定請求の手続きが必要となります。

○これまで、所得制限により児童手当を受給していない保護者の方。

所得制限の引き上げにより、新たに児童手当を受給できる場合がありますので、該当する保護者の方は、認定請求の手続きが必要となります。(下記参照)

所得制限限度額

(単位：万円)

扶養親族等の数	自営業者 (国民年金加入者)	サラリーマン (厚生年金等加入者)
0人	460	532
1人	498	570
2人	536	608
3人	574	646
4人	612	684
5人	650	722

※所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族がある者についての限度額(所得額ベース)は上記の額に当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。

※扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額(所得額ベース)は、1人につき38万円(扶養親族等が老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額。

問合せ 市民生活課 国民年金担当

各種手当の申請はお済みですか

◎児童扶養手当

父親と生計を同じくしていない母または、母に代わる養育者に対して、児童扶養手当が支給されます。

支給条件

○父母が婚姻を解消した ○父が死亡した ○父が一定の障害状態にある ○父の生死が明らかでない

○父から引き続き一年以上遺棄されている ○父が一年以上拘禁されている ○未婚の母の子 ○棄児

ただし、公的年金(老齢福祉年金を除く。)を受けることができるときなど、手当が支給されないこともありますのでご注意ください。

所得制限

所得制限があり、受給者などの所得状況により、全額支給、一部支給停止または全額支給停止に区分されています。

◎特別児童扶養手当

在宅の心身障害児(20歳未満)で、次の障害程度を有する児童を養育している方は、特別児童扶養手当が受けられます。

支給要件 手当は、障害の程度により1・2級に分

かれます。

○1級該当 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A程度

○2級該当 身体障害者手帳3・4級、療育手帳B—1程度または、同程度以上の精神障害のある児童

所得制限 所得制限があります。

◎特別障害者手当など

○障害児福祉手当

身体または知的・精神が重度で永続する障害があるため、日常生活において常時介護を要する在宅の20歳未満の方で、特別児童扶養手当1級程度の障害と認められている方に支給されます。

○特別障害者手当

身体または知的・精神が重度で永続する障害があるため、日常生活において常時特別の介護を要する在宅の20歳以上の方で、国民年金法の1級程度の障害が重複されていると認められる方に支給されます。

所得制限 所得制限があります。

申請・問合せ先

いきいきプラザ都留内 市福祉事務所

☎(46)5112 内線101・112